

福岡県公共図書館等協議会文化財調査報告書収集保存指針

(趣旨)

- 1 この「指針」は、県内で刊行される文化財調査報告書について、県内全体での分担収集保存体制の確立のため、必要な事項を定める。
なお、この「指針」は図書館等の各館の収集方針などが優先する事を妨げない。

(収集の範囲)

- 2 県内の地方自治体（及び関連団体）が刊行する文化財調査報告書とそれに類する資料。

(収集の役割分担)

- 3 収集の役割分担について、以下に示す。
 - (1) 各公共図書館（室）等は、その所属する自治体で刊行される文化財調査報告書を網羅的に収集保存する。
 - (2) 福岡県立図書館は、福岡県内の自治体で刊行される文化財調査報告書を網羅的に収集保存する。

(収集部数)

- 4 原則 2 部以上で、相互貸借に応じられる必要部数。

(保存年限)

- 5 永年保存

(利用)

- 6 資料の内容・状態を勘案した上で、複数の所蔵があれば、自館内利用と併せ、相互貸借にも応じる。

(譲渡)

- 7 自館の収集方針に合わない資料については、必要館へ譲渡することを妨げない。

(協議)

- 8 この「指針」について必要な事項は、そのつど当協議会の場で協議する。

2011 (H23)年 5月13日